

委託業務成績評定要領

(目的)

第1 この要領は、〇〇市において施行する下水道の管路管理に関する委託業務の成績評定（以下「評定」という。）について、必要な事項を定め、監督員が評定を厳正かつ適切に実施する事により、業務受注者の育成に資する事を目的とする。

(評定対象業務)

第2 この要領において評定の対象となる委託業務等（以下「委託業務等」という。）は、下水道の管路管理に関する点検や調査、清掃業務等をいう。

(評定者)

第3 委託業務等の評定者（以下「評定者」という。）は、次に掲げる主任監督員及び担当監督員を基本とする。ただし、検査員を別に設置している場合には、検査員も評定者とする事が出来る。担当監督員とは、受注者に対する指示、承諾又は協議の処理を行う者で、当局が指定した者をいう。主任監督員とは、作業監督の実施に当たり、担当監督員を指揮監督し、業務分担及び監督事項等を的確に指示し、監督業務を総括掌理する者で、当局が指定した者をいう。検査員とは、締結した業務を検査する者で、当局が指定した者をいう。

(評定の方法)

第4 評定は、委託業務ごと、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

(評定の時期)

第5 主任監督員又は担当監督員である委託業務等の評定者は、委託業務等が完了したとき、検査員は検査が終了したとき、それぞれ評定するものとする。

(評定表の提出)

第6 主任監督員は、自身の評定と担当監督員の評定を取りまとめ、当該業務を主管する課長等の業務を統括する者（以下「業務統括者」という。）に、

評定の結果を報告する。

(評定結果の通知)

第7 当該成績評定の通知者（以下「通知者」という。）は、業務成績評定通知書により、業務統括者を通じて、速やかに当該業務の受注者へ評定の結果を通知する。

2 通知者は、当該業務を主管する課長等が属する部署（所等）の長とする。ただし、発注者の判断により、通知者を業務統括者とする事もできる。

(評定の説明請求)

第8 受注者は、業務統括者に対し、評定の内容について、通知を受けた日の翌日から起算して7日以内に説明を求めることができる。

2 業務統括者は、前項の規定により説明を求められたときは、速やかにこれに応じるものとする。

(苦情の申し立て)

第9 受注者は、前条第2項の説明に苦情がある時は、通知者に対して苦情の申し立てをすることが出来る。

(苦情の申し立てへの回答)

第10 前項の苦情申し立てがあった場合は、通知者は業務統括者を通じて受注者に対し、速やかに回答するものとする。

(評定の修正)

第11 主任監督員又は担当監督員は、評定を修正する必要があると認めるときは、当該評定を修正することが出来る。